平成２３年（フ）第２８号
東京都調布市国領町３丁目８番地15都営調布くすのきアパート４―1102号
債務者　小野八千代
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５３号
大阪府東大阪市高井田本通７丁目１番33―4007号
債務者　浅野　博三
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３４号
大阪市東淀川区下新庄２丁目６番７号　ハイツ山木301号
債務者　喜屋武健二
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７９号
長崎県西海市西海町面高郷2754番地
債務者　高尾トモ子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３８１号
長崎県佐世保市若葉町18番29号　グリーンハイツ龍神101号、旧住所長崎県佐世保市十郎新町11番６号　Ｃ１―103藤村ルミ子方
債務者　江口　成美
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３８２号
長崎県佐世保市椎木町170番地１
債務者　末廣千枝子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第９５２号
静岡県藤枝市駿河台１丁目３番４―202号県営駿河台団地４棟202号
債務者　リオス　シルバ　ケネス　ロドリゴ
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６７号
静岡県富士市元町19番２号　第２さつき荘２号室、前住所静岡県富士宮市精進川775番地の７
債務者　高橋　健二
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１号
青森県西津軽郡深浦町大字正道字小礒130番地
債務者　笹森眞知子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第２０３号
長崎県佐世保市早岐３丁目11番34号　ファミールＵ202号、旧住所鳥取県日野郡日南町生山834番地２
債務者　藤原　泰則
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第３９４号
東京都港区南青山３丁目15―２―401
債務者　和田　一樹
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４３０号
東京都葛飾区堀切７丁目27―12―Ｂ
債務者　椋本　真也
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７４号
東京都八王子市館町1097　館ケ丘団地２―３―304
債務者　山川　　明
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３７号
北海道足寄郡足寄町北３条１丁目19番地１
債務者　鈴木　真伍
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第８８９号
静岡市葵区安倍口団地５番29―205号
債務者　柴田　勝治
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午後３時30分
静岡地方裁判所民事第２部